



2019年5月22日

各 位

上場会社名 太陽誘電株式会社  
コード番号 6976 東証一部  
代表者名 代表取締役社長 登坂 正一  
問合せ先 経営企画本部 副本部長  
上席執行役員 三宿 俊雄  
電 話 (03)6757-8310 (代)  
U R L <http://www.ty-top.com/>

## 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容の改定に関する お知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第78期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、下記のとおり、取締役に対するストックオプション報酬額及び内容の改定の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 付議の理由

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第66期定時株主総会において、金銭報酬については年額3億円以内(うち社外取締役分200万円以内)、また株式報酬については年額1億500万円以内とそれぞれ報酬上限額をご承認いただいております。また、新株予約権の総数の上限を50個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(付与株式数)を1,000株としてご承認いただいております。

業績の拡大に伴い、株式報酬型ストックオプション制度の導入の効果をさらに高め、取締役の在任期間中の株式保有を促し、新株予約権の付与数に機動性を持たせるため、取締役(社外取締役を除く。)への株式報酬額を年額2億円以内とし、また、新株予約権の総数の上限を500個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(付与株式数)を100株に改定をお願いしたいと存じます。

なお、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の個数に新株予約権の目的となる株式数を乗じた上限については、従前のおり当社普通株式50,000株であり変更はございません。

また、本議案をご承認いただいた場合、当該変更は、本定時株主総会以降に開催される取締役会決議に基づき当社取締役(社外取締役を除く。)に毎年割当てられる新株予約権に適用されるものといたします。

#### 2. 新株予約権の内容等

##### ①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う。

②新株予約権の総数

500個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(付与株式数)は、100株とし、当社が上記①の調整を行う場合には、同様に新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行う。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の目的となる株式1株当たりの払込金額(行使価格)は1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④新株予約権の権利行使期間

新株予約権発行日の翌日から20年間を経過する日までの期間内で、取締役会が定める。

⑤新株予約権の権利行使の条件

上記④にかかわらず、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。

⑥新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権のその他の内容等

取締役会において定める。

以 上